

栃木県警察交通機動隊運営規程（概要）

昭和54年8月29日
栃木県警察本部訓令第8号

○ 趣旨

この規程は、栃木県警察本部交通部交通機動隊の運営について必要な事項を定めたものである。

主な内容は下記のとおりである。

○ 任務

- 1 交通指導取締り及び交通法令違反事件の捜査に関すること。
- 2 交通事故事件等の初動措置に関すること。
- 3 緊急配備事件の初動活動に関すること。
- 4 その他警察本部長の命ずること。

○ 本隊及び分駐隊の設置

○ 関係所属長との緊密な連携